

## 訪問看護ステーション ナースくる運営規程

### (事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社BANGが設置する訪問看護ステーション ナースくる（以下「ステーション」という。）

の職員及び業務管理に関する重要事項に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 1 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。

2 ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。

3 ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

### (事業の運営)

第3条 1 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行つてはならない。

### (事業の名称及び所在地)

第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称：訪問看護ステーション ナースくる
- (2) 所在地：鳥取県鳥取市大覚寺 150-87

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者：看護師若しくは保健師 1名  
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- (2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算で 2.5 名以上  
訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。
- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士： 0名 ※必要に応じて雇用し配置する。  
訪問看護（在宅におけるリハビテーション）を担当する。
- (4) 看護補助者：2名  
主治医の指示による複数名での訪問看護を行う際、看護師の指導のもと訪問看護師の補助をする。

#### (営業日及び営業時間等)

第6条 1 ステーションの営業日及び営業時間は職員就業規則に準じて定めるものとする。

- (1) 営業日：通常月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日、8月13日から8月15日まで、12月29日から1月3日までを除く。
  - (2) 営業時間：午前9時から午後5時までとする。
- 2 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

#### (訪問看護の利用時間及び利用回数)

第7条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。但し医療保険適用となる場合を除く。

※ 介護保険の被保険者が医療保険適用となる場合は以下のとおり  
末期悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病の利用者及び急性増悪等による特別指示書を交付された利用者等

#### (訪問看護の提供方法)

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医がステーションに交付して指示書により、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

#### (訪問看護の内容)

第9条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 療養上の世話  
清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア
- (2) 診療の補助  
褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置
- (3) リハビリテーションに関すること。
- (4) 家族を支援に関すること。  
家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

#### (緊急時における対応方法)

第10条 1 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

#### (利用料等)

第11条 1 ステーションは、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める利用者負担割合に応じた額の支払いを利用者から受けるものとする。

介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額徴収するものとする。但し、支給限度額を越えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

- 2 ステーションは、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。
  - (1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置
  - (2) 次条に定める通常の業務の実施地域を越える場合の交通費 実費 1キロメートル当たり 16円

#### (通常業務を実施する地域)

第12条 ステーションが通常業務を行う地域は、旧鳥取市とする。

#### (相談・苦情対応)

第13条 1 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。  
2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。

#### (事故処理)

第14条 1 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。  
2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。  
3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

#### (その他運営についての留意事項)

第15条 1 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。  
(1) 採用後1ヶ月以内の初任研修  
(2) 年1回以上の業務研修  
2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。  
3 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保管しなければならない。(医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録等は3年間、診療録は5年間保管とする)

#### (高齢者の虐待防止)

第16条 1 ステーションは、利用者的人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。  
(1)虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする)を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。  
(2)虐待防止のための指針の整備  
(3)虐待を防止するための定期的な研修の実施  
(4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置  
2 ステーションは、サービス提供中に当該ステーション職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

#### (ハラスメントの防止対策)

第17条 1 ステーションは、訪問看護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるため次の措置を講ずるものとする。事業所内に置いて行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しない。  
(1)身体的な力を使ってハラスメント対策に危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為  
(2)個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為  
(3)意に沿わない性的言動、好意的態度の要求、性的ないやがらせ行為  
上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となる。  
2 ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しないための再発防止策を検討する。

- 3 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施する。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努める。
- 4 ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じる。

(感染症対策)

- 第18条 1 ステーションは、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 ステーションは、ステーションにおいて感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1)ステーションにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)をおおむね6月に1回以上開催とともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
  - (2)ステーションにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
  - (3)ステーションにおいて、職員に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

- 第19条 1 ステーションは感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下、「業務継続計画」という)を策定し、当該業務改善計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 ステーションは、職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(附則)

この規定は、平成26年12月22日から施行する。  
この規定は、平成30年 4月 1日から施行する。  
この規定は、令和 元年 6月 1日から施行する。  
この規定は、令和 元年 8月 7日から施行する。  
この規定は、令和 3年 4月 1日から施行する。  
この規定は、令和 6年 4月 1日から施行する。